

目 次

1. 第41回トラックドライバー・コンテスト大分県大会を開催	3
2. 「おおいた専修学校&県内企業総合ガイダンス2022」に参加	6
3. 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	7
4. 支部だより（佐伯分会）	9
5. 大分県トラック会館改修工事のお知らせ	10
6. 帳票販売価格変更のお知らせ	10
☆青年部だより	11
☆行政だより	
(1) 夏期期間におけるテロ対策の徹底について	12
(2) 「働きやすい職場認証制度」の更なる周知について（お願い）	13
(3) 令和4年度自動車事故対策費補助金に係る 交付申請等に係る業務の実施等について	15
☆国税だより	26
☆陸災防だより	27
☆大分産業機械技能教習所だより	29
☆お知らせ	
(1) NASVAからのお知らせ	30
(2) 忘れていませんか？「運行管理者等一般講習」「適性診断」	31
(3) 令和4年度 交通安全ファミリー作文コンクール	33
(4) 改正育児・介護休業法説明会	35
(5) 最新版「令和4年度 自動車六法」発売！	36
(6) 会員名簿訂正方のお願い	37
(7) 燃料情報	37
(8) 行事予定表	39
(9) 帳票関係FAX注文書	40

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

暑中お見舞い
申し上げます

貴社のご繁栄と皆様のご健勝を祈念申し上げます

令和四年 盛夏

公益社団法人 大分県トラック協会

会長 仲浩

副会長 山下 規

副会長 仲摩 一夫

副会長 村本 茂

専務理事 藤原 隆司

常務理事 益永 浩

外職員一同



第41回トラックドライバー・コンテスト 大分県大会を開催

公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は7月23日(土)、大分県トラック会館において、第41回トラックドライバー・コンテスト大分県大会を開催した。

大会には、4トン、11トン、トレーラーの3部門、12名の選手が出場した。

競技は、学科（交通法規50問・100点、構造機能25問・50点、運転常識25問・50点、試験時間70分）、実



挨拶する後藤交通環境対策委員長

科（整備点検競技100点、競技時間10分）の点数で順位を競う。

開会式では、後藤信雄交通環境対策委員長が「今日は、第41回のトラックドライバー・コンテスト大分県大会である。昨年はコロナウイルス感染症の影響を鑑み、学科試験のみ、その前年は大会中止となり、3年ぶりの開催である。本大会は昭和56年からトラックドライバーの安全意識の高揚、運転・整備技術の向上を図るために開催しており、過去の全国大会では県代表として出場した選手達は、優勝6名、5位以内19名、会長特別賞1名という素晴らしい成績を収めている。全国大会に出場される方は、しっかりと力を発揮して頑張ってください」とあいさつした。



後藤交通環境対策委員長の主催者挨拶に続いて、大会の実施要綱などが述べられたのち、学科競技が開始された。

70分の学科競技に続いて、実科競技が行われ、会館駐車場に設置された4トンと11トンのトラックを使って、各部門1人ずつ整備点検競技に挑んだ。



全ての競技が終了し、採点・集計ののち、閉会式が行われた。

はじめに、総評を益永常務理事が述べたのち、各部門ごとの入賞選手（4トン部門1名、11トン部門3名、トレーラ部門1名）が発表され、後藤交通環境対策委員長から表彰状が贈られた。

表彰式に続いて、後藤交通環境対策委員長から出場選手に対して労いの言葉とともに「走行中にタイヤがはずれて飛んでいく事故が全国で何回か発生している。これは自分だけでなく他人にも危険が及ぶ。今回の経験を活かし、皆さんの職場において始業前点検の重要性を伝えていただきたい」と述べた。



入賞者一覧表

(敬称略)

●4トン部門

	氏名	会社名	支部名
1位	大久保 諭 成	九州西濃運輸(株) 大分支店	大分 東

●11トン部門

	氏名	会社名	支部名
1位	吉 武 正 成	(株)フォレスト・キーパー 本社営業所	西 部
2位	松 本 育 雄	九州西濃運輸(株) 北大分営業所	別 杵
3位	井 本 英一郎	豊後通運(株) 大分営業所	大 分 西

●トレーラー部門

	氏名	会社名	支部名
特別賞	佐 藤 和 幸	南九州センコー(株) 大分営業所	大 分 東

出場した選手の皆さん



前列左から、佐藤和幸選手、大久保諭成選手、後藤委員長、吉武正成選手、松本育雄選手
井本英一郎選手
後列左から、矢野健志選手、岩田昌京選手、山野和弥選手、長尾尚武選手、中村直量選手
脇本樹男選手、清家隆司選手

「おおいた専修学校&県内企業総合ガイダンス2022」に参加 ～高校生に業界の魅力をアピール～

(公社)大分県トラック協会(仲浩会長)は、7月14日(木)に(一社)大分県専修学校各種連合会が主催する「おおいた専修学校&県内企業総合ガイダンス2022」に参加した。

ガイダンスは、県内の高校生が企業や専修学校から直接事業内容等の説明を受けたり職業体験をしたりすることで、さまざまな業種への理解を深め自らの進路決定をするにあたって参考とする目的で開催された。

当日は大分県下の専修学校18校と企業・団体38社がブースや職業体験所を設け、約600名の高校生が希望するブースを訪れた。

(公社)大分県トラック協会のブースには60名が訪れ、トラック輸送の役割や重要性、災害時における緊急物資輸送などの支援活動について説明。さらに、トラック車両の安全性能や近距離・中長距離ドライバーの業務の説明、運送業におけるドライバー職以外の業務、免許取得費用の補助など様々な角度から業界の役割と魅力を伝えた。

また、NASVA大分支所のご協力のもと適性診断機器のデモ機を設置し、診断体験を通して免許取得後の交通安全について啓発をおこなった。

ガイダンスの様子



ガイダンス会場



高校生に業界をPR



適性診断デモ機を体験する高校生

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、令和4年7月に実施された結果についてご報告致します。

7月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名／分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大 分 西	中 央 西	7：30～8：00	大分市新川町 新川交差点	9社	11人	7月21日
	大 分 南	7：30～8：00	大分市 大分南警察署前	6社	6人	7月20日
大 分 東	大 分 東	7：30～8：00	大分市 大分東警察署前 他	26社	26人	7月1日 7月21日
別 杵	別 府	7：30～8：00	別府市 九州横断道路入口	12社	20人	7月21日
	国 東	7：30～8：00	国東市 鶴川交差点 他	10社	32人	7月15日
県 北	中 津	7：45～8：15	中津市 スーパー細川沖代店 前交差点	19社	29人	7月15日 7月21日
	宇 佐 ・ 豊後高田	7：45～8：15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	21社	23人	7月15日 7月21日
西 部	玖 珠	7：30～8：00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	雨天中止		
	日 田	7：30～8：00	日田市 玉川交差点	11社	12人	7月20日
県 南	臼 津	11：00～11：30	津久見市 津久見交番前	11社	11人	7月21日
	佐 伯	7：30～8：00	佐伯市 佐伯警察署前	9社	10人	7月21日

※7月25日現在、報告受理分のみ掲載

参加：延べ180名

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



杵築分会



日田分会



別府分会



大分東分会



大分南分会



臼津分会



佐伯分会

支部だより

◇佐伯分会が佐伯署とともに交通安全ストップマークを贈呈

大分県トラック協会県南支部佐伯分会（後藤信雄分会長）は、佐伯警察署（江藤和徳署長）とともに、佐伯市内の小学校に対し、7月14日(木)に佐伯市鶴岡町の佐伯市立鶴岡小学校において、歩行者に道路の安全確認を促す「交通安全ストップマーク」360枚の贈呈を行った。

同校内で行われた贈呈式には、後藤信雄佐伯分会長、江藤和徳佐伯警察署署長、佐藤英幸鶴岡小学校校長をはじめ、佐伯市教育委員会の宗岡功教育長ならびに協力団体の関係者、さらに、同校の1年生約80人が出席した。

後藤分会長から宗岡教育長および佐藤校長に交通安全ストップマークの目録が贈られたのち、江藤佐伯署長が「道路にマークがある場所では、交通事故にあわないよう、周りをよく見て」とあいさつすると、伊野妃奈乃さんが「マークの所で必ず止まり、左右をよく見て渡ります」と述べた。

「交通安全ストップマーク」は、交差点など道路の横断が見込まれる場所に設置するステッカーで、贈呈されたマークは、市内の小学校周辺の通学路に貼って活用してもらう。



贈呈式の様子



前列左から、宗岡功教育長、伊野妃奈乃さん、佐藤英幸校長
後列右側から、江藤和徳署長、後藤信雄分会長

大分県トラック会館改修工事のお知らせ

令和4年6月6日の定時総会で承認いただいた改修工事を下記の期間実施いたします。
つきましては、工事期間中は会議室の貸出しが出来ませんので、ご了承ください。
また、ご来館の際には、騒音等でご迷惑をおかけすることと存じますがご協力をお願いします。

なお、協会事務局及び各テナントは通常通り営業しております。

○工事期間

令和4年8月下旬 ~ 令和5年1月末 (予定)

帳票販売価格変更のお知らせ

令和4年7月1日より帳票関係の販売価格を変更させていただきましたが、運転日報(応用、基本)について、仕入業者から価格改定の案内があったため、令和4年9月1日販売分より下記のとおり変更させていただきます。

単位：円、税込

品名		旧価格	⇒	新価格
1	運転日報(基本) 100枚	187		220
2	運転日報(応用) 100枚	352		407

青年部だより

第2回「理事会」及び「全体会議」の開催

大分県トラック協会青年部（荻本豪人会長）は、7月29日(木)にトラック会館において標記会議を開催しました。

会議では、令和4年度「トラックの日」記念イベントや勉強会・行政懇談会、物流視察研修、企業物流セミナー、情報交換について協議がなされ、様々意見が飛び交い充実した会議となりました。

また、情報交換では、働き方改革や人材不足等の取組みについての意見交換が行われました。



理事会・全体会議風景

新入部会員のご紹介

新たに青年部に入会されましたので、ご紹介いたします。

【県北地区】株式会社 知裕運輸 専務取締役 奥 稔 弘 氏

【県北地区】東九運輸 有限会社 専務取締役 栗 林 良 文 氏

【青年部会員募集】

協会会員事業所で、48歳以下の経営者、後継者及び管理者
《問合せ》(公社)大分県トラック協会青年部事務局 岡部、三好
電話：097-558-6311 メール：okabe@ota.or.jp

夏期期間におけるテロ対策の徹底について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省自動車局から周知依頼がありましたので、お知らせします。

夏期期間におけるテロ対策の徹底について

さて、夏期期間（令和4年7月16日～8月31日）においては、輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催事等への多数の人出が予想されます。

今般、改めて、国土交通省自動車局長から、下記に掲げる項目に関し、テロ対策の徹底を図るよう要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、トラック運送事業における輸送の安全確保、テロ対策の徹底を図っていただきますよう、傘下会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

夏期期間におけるテロ対策に係る対応策

【共通事項】

- 車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察地への連絡
- 公共交通機関及び関連施設等のソフトターゲットに対する警戒強化

【トラック】

- 営業所・車庫内外の巡回
- 終業後のドアロックの徹底
- 営業所等における不審な荷物の発見時及び不審者情報等の警察への連絡の徹底
- 配送先から荷送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合の荷物に触れない旨の注意喚起、荷物の状態に応じた速やかな引き取り、警察への連絡の徹底
- 放射性物質等危険物輸送における安全管理の徹底
- テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備及び確認

「働きやすい職場認証制度」の更なる周知について（お願い）

標記について、九州運輸局大分運輸支局局から周知依頼がありましたので、お知らせします。

「働きやすい職場認証制度」の更なる周知について（お願い）

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、令和2年度に「働きやすい職場認証制度」を創設しております。本制度は、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、厚生労働省とも連携して運転者への就職を促進することを目的に実施するものです。これまで、大分県では合計で29社（バス：1社、タクシー：13社、トラック：15社）が認証されているところです。

本年度においても本認証制度について別紙のとおり申請の受付を開始いたしますので、本制度についてご理解をいただき、傘下会員の幅広いご参画をいただけるよう、周知等についてご協力の程、何卒お願い申し上げます。

【参 照】

○国土交通省報道発表（令和4年6月8日）

「働きやすい職場認証制度」申請受付開始

～バス、タクシー、トラック事業者の取組が見える化～

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000075.html

○一般財団法人 日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

<https://www.untenshashokuba.jp/>

（※解説動画、よくある質問等をご覧ください）

- 評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。
- 求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

1. 認証の審査要件

- 中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、
 - ① 法令遵守等
 - ② 労働時間・休日
 - ③ 心身の健康
 - ④ 安心・安定
 - ⑤ 多様な人材の確保・育成
 の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。
併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

3. 認証事業者数

令和4年6月8日現在

バス(乗合・貸切)事業者	219社
タクシー事業者	740社
トラック事業者	2,321社
合計	3,280社



<認証マーク>

4. スケジュール

- 新規申請受付期間: 令和4年9月16日～11月15日
 - 認証事業者の公表: 令和5年3月以降順次(予定)
- ※令和2年度に申請し、認証された事業者の申請については、12月に受付を開始。
受付の詳細については、8月末までに公表予定。

2. 申請方法

- 認証実施団体の「一般財団法人日本海事協会(Class NK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。
 - ※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施
 - ※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり
 - ※ 審査料: 55,000円(税込)／1申請あたり
(インターネットにより電子申請の場合、33,000円(税込)に割引)
 - ※ 登録料: 66,000円(税込)／1申請あたり

5. 認証取得によるインセンティブ

- 厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。
- 求人エージェント等の認定推進機関の協力を得て、「求人サイトに認証事業者の特集ページの掲載」、「設備改修工事の料金割引」等も実施中。

令和4年度自動車事故対策費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る交付申請等に係る業務の実施等について

国土交通省 自動車局安全政策課長
自動車局技術・環境政策課長

標記について、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（各運輸支局を含む。以下、「各運輸局等」という。）の担当課において下記のとおり業務を実施されるよろしくお取りはからい願います。

記

1. 各運輸局等における補助金の交付申請等に係る業務の実施

令和4年度自動車事故対策費補助金のうち、事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援）に係る補助金（以下、単に「令和4年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金」という。）については、自動車事故対策費補助金交付要綱において、国土交通大臣への補助金の交付申請等に係る手続きが定められているところ、各運輸局等においては、別添1から4に示すとおり、補助対象事業者による交付申請等の受付等において、当該要綱において必要とされている書面が提出されていることの確認、これら書面の自動車局担当課への進達等に係る業務とともに、自動車局担当課からの補助金交付決定、額の確定等について申請者への通知等に係る業務を実施されたい。

2. 補助金の交付申請兼実績報告受付期間等

令和4年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の交付申請兼実績報告の受付等については、自動車事故対策費補助金交付要綱、実施要領及び「自動車事故対策費補助（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）に関する運用方針」（平成10年6月17日付け自保第128号の3）のほか、以下により実施するので、関係事業者に対し十分説明する等、事業内容等につき事業者の理解を得られるよう努められたい。

なお、以下の取り扱いについては、今後、受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに公表するものとする。

(1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（別添1）

申請受付期間及び申請対象車両

- ① 申請受付期間 令和4年7月22日から令和4年11月30日まで
- ② 申請対象車両 令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両を購入（新車新規登録）したもの
- (2) 運行管理の高度化に対する支援（別添2）
申請受付期間及び申請対象機器
 - ① 申請受付期間
(1次募集) 令和4年7月22日から令和4年8月31日まで
※1次募集の申請はトラック事業者（リースの契約先を含む）のみ
(2次募集) 令和4年9月1日～令和4年11月30日まで
 - ② 申請対象機器 令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に導入した機器
- (3) 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援（別添3）
申請受付期間及び申請対象機器
 - ① 申請受付期間 令和4年7月22日から令和4年11月30日まで
 - ② 申請対象機器 令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に導入した機器
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援（別添4）
申請受付期間及び申請対象メニュー
 - ① 申請受付期間 令和4年7月22日から令和4年11月30日まで
 - ② 申請対象メニュー 契約日が申請日以降であり、かつ、令和5年1月20日までに終了するもの
*なお、申請受付期間内の申請状況等により、上記以外に申請受付期間及び申請対象車両等の変更、申請受付期間の設定等を行う場合がある。
*以上の各期間中、土日・祝日は除くものとする。

3. 受付状況の報告

申請者から提出される交付申請書兼実績報告書及び交付申請書の受付にあたっては、その受付状況について、毎日18時までに別紙報告書により自動車局担当課へ報告されたい。

4. 補助事業の周知

令和4年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金及び当該補助金に係る手続きについて、関係事業者において積極的に活用されるよう、各運輸局等から管内事業者に対して周知されたい。

【募集要項】

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/01asv/data/r4_boshuyouryou.pdf
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/subcontents/data/boshu_1.pdf
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/subcontents/data/karou_boshu_2.pdf

令和4年度 事故防止対策支援推進事業概要一覧

令和4年7月21日現在

先進安全自動車 (ASV)の導入に対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.79億円の内数
	対象機器・装置	①衝突被害軽減ブレーキ【歩行者検知機能付き】(車両総重量3.5トン超のトラック(トラクタ含む)に装着されるもの) ②ふらつき注意喚起装置、車線維持支援制御装置(トラック(トラクタ含む)に装着されるもの)※車線逸脱警報装置は対象外 ③ドライバー異常時対応システム(トラック(トラクタ含む)へ装着されるもの) ④先進ライト(車両総重量3.5t超のトラック(トラクタ含む)へ装着されるもの) ⑤側方衝突警報装置(車両総重量3.5t超のトラック(トラクタ含む)へ装着されるもの) ⑥アルコール・インターロック(トラック(トラクタ含む)へ装着されるもの)
	補助額	取得費用の1/2(1車両当たり上限：①③④⑥10万円、②⑤5万円、①～⑥合わせて15万円) ②の装置のうち、同一車両に複数装置を装着する場合は、最も金額の高い装置に対してのみ補助。
	申請期間	令和4年7月22日～令和4年11月30日(令和4年4月1日以降に購入(新車新規登録)した車両が対象)
	その他条件等	中小企業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下) 過去3年間に行政処分(警告、勧告は含まない)を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」 国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html
運行管理の高度化に対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.79億円の内数
	対象機器・装置	①国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計 ② " 映像記録型ドライブレコーダー ③ " デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型(通信機能付一体型を含む)
	補助額	①デジタル式運行記録計 車載器本体 1/3(1台あたり上限2万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限10万円) ②ドライブレコーダー 車載器本体 1/3(1台あたり上限1万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限3万円) ③一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限3万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限1.3万円) ④通信機能付一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限8万円) 事業所用機器 1/3(1台あたり上限1.3万円) 1事業者あたり上限：80万円 (2回以上申請する場合を除き、通信機能付一体型の車載器を含めて購入した場合は、上限120万円)
	申請期間	1次募集：令和4年7月22日～令和4年8月31日 2次募集：令和4年9月1日～令和4年11月30日 (いずれも令和4年4月1日以降導入機器が対象)
	その他条件等	中小企業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下) 過去3年間に行政処分(警告、勧告は含まない)を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器(支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。)が設置されている、又は設置されていた自動車を除く 補助金名称「運行管理の高度化に対する支援」 国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/iikoboushi1.html
過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.79億円の内数
	対象機器・装置	国土交通大臣が選定した次の機器 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器 ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 ③休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ④運行中の運行管理機器
	補助額	取得費用の1/2(1事業者あたり上限：80万円) ※一部の機器に1台あたりの上限あり
	申請期間	令和4年7月22日～令和4年11月30日(令和4年4月1日以降導入機器が対象)
	その他条件等	中小企業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下) 過去3年間に行政処分(警告、勧告は含まない)を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」 国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/iikoboushi2.html
社内安全教育の実施に対する支援	予算	事故防止対策支援推進事業総予算：8.79億円の内数
	対象	国土交通大臣の選定を受けている、事故防止コンサルティング
	補助額	費用の1/3(1事業者あたり上限100万円)
	申請期間	令和4年7月22日～令和4年11月30日
	その他条件等	中小企業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下) 過去3年間に行政処分(警告、勧告は含まない)を受けていないこと 車両の保有台数が5両未満の事業者を除く 補助金名称「社内安全教育の実施に対する支援」 国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/iikoboushi3.html

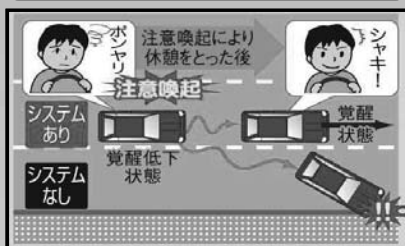
ASV技術の安全効果について

衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）

レーダーやカメラ等により先行車及び歩行者との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視します。追突等の危険性が高まったら、音により警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の被害を軽減します。



ふらつき注意喚起装置



運転者の低覚醒状態や低覚醒状態に起因する挙動を検知し、運転者に注意を喚起します。

車線逸脱警報装置



走行車線を認識し、車線から逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

車線維持支援制御装置



走行車線を認識し、車線維持に必要な運転者の操舵力を軽減します。車線から逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

ドライバー異常時対応システム



ドライバーが安全に運転出来ない状態に陥った場合に、ドライバー又は乗客等によるボタンの押下や、システムによる自動検知により車両は自動的に停止します。

先進ライト



前方の先行車や対向車等を検知し、眩しさを与えないよう部分遮光することにより、走行ビーム同等の視界を確保するヘッドライト等。

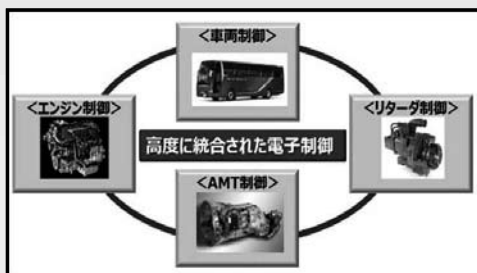
側方衝突警報装置

左折時や車線変更時に側方の衝突事故等を防止するため障害物の検知し、衝突の可能性が高いと判断した場合には、運転者に衝突を回避するよう警報します。



統合制御型可変式速度超過抑制装置

峠などの下り坂でのスピード超過による事故を防止するため、制動力を統合的に制御することにより自動的に予め設定した速度に制限します。



アルコール・インターロック

ドライバーの呼気から設定値以上の濃度のアルコールを検知した場合、エンジンが始動しないようにします。



ASV(先進安全自動車)に関する情報はこちら

ASV 先進安全自動車



事業用自動車の

ASV装置装着車の支援制度について

国土交通省では、以下の装置を搭載した事業用の車両を購入等する場合において、補助を実施しております。

下記補助対象装置を搭載した車両を購入又はリースにより導入する場合に、当該装置に係る費用に対し、下記の金額を上限とした補助を実施しております。

補助対象車両は、令和4年4月1日以降に新車新規登録されたものとなります。

	補助対象装置	補助対象車両	補助率	補助上限
①	衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	・車両総重量3.5t超のトラック ・バス	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
②	・ふらつき注意喚起装置 ・車線逸脱警報装置※ ・車線維持支援制御装置 ※車線逸脱警報装置はタクシーのみ対象	・トラック ・バス ・タクシー	1/2	50,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	33,000円
③	ドライバー異常時対応システム	・トラック ・バス ・タクシー	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
④	先進ライト	・車両総重量3.5t超のトラック ・バス	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑤	側方衝突警報装置	・車両総重量3.5t超のトラック ・バス	1/2	50,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	33,000円
⑥	統合制御型可変式速度超過抑制装置	・バス	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑦	アルコール・インターロック	・トラック ・バス ・タクシー	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円

・1車両あたり複数の装置を装着する車両においては、(トラック)150,000円 (バス)300,000円 (貸切バス(中小事業者等以外))200,000円 が上限となります。
 ・中小事業者とは、資本金3億円以下もしくは従業員300人以下の事業者のことをいいます。
 ・各装置ごとに対象となる車両及び車両総重量が異なります。申請の詳しい内容については、募集要領をご確認ください。

●申請期間:令和4年7月22日(金)～令和4年11月30日(水) 9:00-16:00

補助金総額を超過することが見込まれた場合、申請期間内であっても終了となります。

●申請方法:最寄りの地方運輸局、運輸支局(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類の持ち込み又は郵送。
若しくは、電子申請システム「JGrants(<https://www.jgrants-portal.go.jp>)」による電子申請。

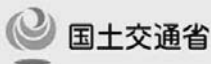
●申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードください。
(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html)

補助金申請に関する主な注意点

- ・車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則とし、ローンなどによる支払いの場合は補助金は交付されません。
- ・上記②の装置のうち、同一車両に複数の装置を装着する場合には、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとします。

補助金交付申請の受付窓口・問い合わせ先

運輸局・支局名	部課名	電話番号	FAX番号
北海道運輸局	自動車技術安全部技術課	011-290-2753	011-290-2705
東北運輸局	自動車技術安全部技術課	022-791-7535	022-299-8872
北陸信越運輸局	自動車技術安全部技術課	025-285-9155	025-285-9175
関東運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	045-211-7256	045-201-8813
中部運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	052-952-8044	052-961-0664
近畿運輸局	自動車技術安全部技術課	06-6949-6452	06-6949-6459
中国運輸局	自動車技術安全部整備・保安課	082-228-9142	082-228-9148
四国運輸局	自動車技術安全部技術課	087-802-6785	087-802-6787
九州運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	092-472-2546	092-472-2916
沖縄総合事務局	運輸部陸上交通課	098-866-1836	098-860-2369



※電子申請システム「JGrants」を利用した申請の問い合わせ先は自動車局技術・環境政策課
(TEL:03-5253-8111 (内線42254))

デジタル式運行記録計／ドライブレコーダー 導入に対する補助制度が開始されます

申請期間は、(1次募集)令和4年7月22日(金)～8月31日(水)
※1次募集の申請はトラック事業者(リースの契約先を含む)のみ

(2次募集)令和4年9月1日(木)～11月30日(水)

国土交通省では、事業用車両の安全な運行を推進するため、以下の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

対象機器	対象経費	補助率※1 (括弧内は1台あたりの補助上限)
デジタル式運行記録計	車載器	1/3 (2万円)
	事業所用機器	1/3 (10万円)
映像記録型ドライブレコーダー※2	車載器	1/3 (1万円)
	事務所用機器	1/3 (3万円)

※1 デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーの一体型を同時に購入する場合、1台あたりの上限は車載器3万円(通信機能付の一体型を通信費を含めて同時に購入する場合、車載器8万円)、事業所用機器13万円

※2 補助対象は、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車(トラック)に限られます。

- (注意) 1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が選定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)したものが対象となります。
2. 1申請者あたり80万円を限度に、上記補助額による交付を行います。(通信機能付一体型を購入する場合の上限は120万円。ただし、2回以上申請する場合を除く。)
3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
4. 同一事業において、国が実施する他の補助金は受けられません。

補助対象機器

◎デジタル式運行記録計

- ・国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計

◎映像記録型ドライブレコーダー

- ・国土交通大臣が選定した映像記録型ドライブレコーダー

申請期間と申請方法

- 申請期間:(1次募集)令和4年7月22日(金)～8月31日(水)

※1次募集の申請はトラック事業者(リースの契約先を含む)のみ
(2次募集)令和4年9月1日(木)～11月30日(水)

- 受付時間:平日の9:00-16:00(12:00-13:00を除く)

注意

補助金の申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに公表します。

(公表場所:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/subcontents/jikoboushi.html>)

- 申請方法:最寄りの地方運輸局等の受付窓口へ書類を持ち込んでいただくか、電子申請システム(「jGrants」の申請ページURL: <https://www.jgrants-portal.go.jp/>)によりご提出ください。

注意

・郵送による提出は認められません。

・jGrantsを利用するには、事前にgBizIDプライムの取得が必要です。

- 申請書類

国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。

原本1通とコピー3通、合わせて4通ご提出ください。

申請の流れと申請書類

①交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、上記申請方法により交付申請書兼実績報告書を提出してください。

②交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より交付決定及び額の確定通知が届きます。

③補助金振込

注意事項

- 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等の対応をしてください。
- 申請手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げいただき、以後の申請を受理しない場合があります。

過労運転防止のための機器導入に対する補助制度が開始されます

申請期間は令和4年7月22日(金)～11月30日(水)

国土交通省では、自動車運送事業者が先進的な機器の導入により、運転者の過労運転を防止し、居眠り運転等を原因とする重大事故を防ぐため、以下の要件を満たす機器購入に対し、購入額の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

○補助対象機器

- ①ITを活用した遠隔地における点呼機器
- ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- ③休息期間における運転者の睡眠状態を測定する機器
- ④運行中の運行管理機器

○対象経費

上記機器及び付随する機器(情報が記録できる電子媒体等)の導入に係る経費
※パソコン、プリンター、スマートフォン等は補助対象外

○補助率

取得に要する経費の1/2

※②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器 及び ④運行中の運行管理機器 については、機器等に上限額がある場合がございます。

- (注意) 1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が選定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了(事業完了)したものが対象となります。
2. 1申請者あたり80万円を限度に、交付を行います。
3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
4. 同一事業において、国が実施する他の補助金は受けられません。

補助対象機器

◎国土交通大臣が選定した機器

申請期間と申請方法

●申請期間:令和4年7月22日(金)～11月30日(水)

●受付時間:平日の9:00-16:00(12:00-13:00を除く)

注意 補助金の申請受付期間中の申請状況において予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに公表します。

(公表場所:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/subcontents/jikoboushi.html>)

●申請方法:最寄りの地方運輸局等の受付窓口へ書類を持ち込んでいただくか、電子申請システム(「jGrants」の申請ページURL: <https://www.jgrants-portal.go.jp/>)によりご提出ください。

注意 ・郵送による提出は認められません。

・jGrantsを利用するには、事前にgBizIDプライムの取得が必要です。

●申請書類

国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。
原本1通とコピー3通、合わせて4通ご提出ください。

申請の流れと申請書類

①交付申請書兼実績報告書の提出

事業完了後、上記申請方法により交付申請書兼実績報告書を提出してください。

②交付決定及び額の確定通知の送付

国土交通省より交付決定及び額の確定通知が届きます。

③補助金振込

注意事項

- 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等の対応をしてください。
- 申請手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げいただき、以後の申請を受理しない場合があります。

社内安全教育の実施に対する 補助制度が開始されます

申請期間は令和4年7月22日(金)～11月30日(水)

国土交通省では、自動車運送事業者が、専門的な知見を有する外部の専門家によるコンサルティングを受けることにより、事業者の安全意識が向上することで効果的な安全対策を実施し事故を減少させることを目的として、以下の要件を満たすコンサルティングに対し、経費の一部を補助する制度を実施いたします。

補助内容

- 補助対象
国土交通大臣が認定したコンサルティングの実施
- 対象経費
国土交通大臣が認定したコンサルティングに係る経費
- 補助率
コンサルティングの活用に必要な経費の1/3

- (注意) 1. コンサルティングの契約日は補助金交付申請書の提出日以降であり、かつ、令和5年1月20日までに完了するものが対象となります。
2. 1申請者あたり100万円を限度に、交付を行います。
3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。

申請期間と申請方法

- 申請期間:令和4年7月22日(金)～11月30日(水)
- 受付時間:平日の9:00-16:00(12:00-13:00を除く)

注意

補助金の申請受付期間中の申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、その旨を速やかに公表します。
(公表場所:<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>)

- 申請方法:最寄りの地方運輸局等の受付窓口へ書類を持ち込んでいただくか、電子申請システム(「jGrants」の申請ページURL: <https://www.jgrants-portal.go.jp/>)によりご提出ください。

注意

- ・郵送による提出は認められません。
- ・jGrantsを利用するには、事前にgBizIDプライムの取得が必要です。

●申請書類

国土交通省ホームページよりダウンロードしてください。
原本1通とコピー3通、合わせて4通ご提出ください。

申請の流れと申請書類

① 交付申請書の提出

上記申請方法により、交付申請書を提出してください。

② 交付決定通知の送付

国土交通省より運輸局経由にて交付決定通知が届きます。

③ コンサルティング実施

④ 実績報告書の提出

コンサルティングが完了した日から30日以内(ただし、最終受付日は令和5年2月20日)に提出して下さい。

⑤ 額の確定通知の送付

国土交通省より額の確定通知が届きます。

⑥ 補助金振込

注意事項

- 補助金交付申請にあたり、受付担当者から書類の不備等の指摘を受けた場合には、指摘を受けた日から1週間以内に不備等の対応をしてください。
- 申請手続きに不正が認められた場合には、当該交付申請書を取り下げいただき、以後の申請を受理しない場合があります。

●国 税 だ よ り

○消費税及び地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付

個人事業者の方で、令和3年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。「令和3年分の確定消費税額」とは、令和3年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告又は修正申告

等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

令和3年分の確定消費税額に応じて、次により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

令和3年分の定消費税額（注）	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和3年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	令和4年8月31日(水) 振替納税利用の場合の振替日 令和4年9月28日(水)
400万円超 4,800万円以下	年3回	令和3年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその78分の22の地方消費税額	国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp)で ご確認ください。
4,800万円超	年11回	令和3年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその78分の22の地方消費税額	

(注)「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）をいいます。

事業状況が令和3年と著しく異なる場合などは、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。なお、仮決算による中間申告書は提出期限内に限り提出できます。

中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、前年実績による中間申告の消費税額及び地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、納付期限までに必ず納付してください。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp> 又は 国税庁 検索) をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

○大分税務署（電話 097-532-4171）※自動音声案内

陸災防だより

令和4年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日が決まりましたら、電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

- | | |
|--|-------------------------------------|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号
(2024年3月30日まで有効) | 10月19日(水)・20日(木)
1月18日(水)・19日(木) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) | 終了しました |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) | 9月2日(金) |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) | 10月11日(火) |

※大分県トラック会館会議室改装工事のため、他会場で実施予定

【受講料等のご案内】(税込)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	1,595円
積卸し作業指揮者		7,700円	1,925円
車両系荷役運搬機械		7,700円	1,925円
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	1,595円

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「[技能講習修了証明書発行事務局](#)」での手続きとなります。
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

〔問い合わせ先〕

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm
 写真の裏に氏名
 を記入のこと。
 デジカメ 不可
 カラーコピー 不可
写真1枚
 (貼らないこと)

受講年 月日	自 令和 年 月 日	受講講習名
	至 令和 年 月 日	

フリガナ 氏名	男 ・ 女	※ 修了証 交付	番号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成 年 月 日			
現住所	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			携帯電話	- -
			FAX	- -
勤務先 所在地	〒 [][][] - [][][][]		TEL	- -
			FAX	- -
フリガナ 名称			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 (印)

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能)
 (講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 / 受講料	テキスト代	合計	円	

大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

令和4年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日			
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	9月	10月	
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科(学科・実技)	6日	26H	99,000	4,565	12日～16日と 20日	11日～14日と 17日～18日	
		実技のみ	6日	9H	90,200				
技 能 講 習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	2日	14H	49,500	1,430	12日～13日	3日～5日 17日～19日	
			3日						
		全科(学科・実技)	6日	38H	93,500	1,430	1日～2日と 5日～8日 21日と 26日～30日	6日～7日と 11日～14日 24日～28日と 31日	
	解体用 登録第3-21号	車両系(整地等・旧 解体)技能講習所 持者	1日	5H	16,500	1,570	26日	17日	
		不整地運搬車 登録第3-23号	車両系(整地等) 技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	35,200	1,570	15日～16日	3日～4日
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式 クレーン技能講習所持者 普通運転免許所持者	2日	12H	37,400	1,880	14日～15日 27日～28日	11日～12日 26日～27日	
			3日	14H	38,500	1,880	14日～16日 27日～29日	11日～13日 26日～28日	
			3日	17H	47,300	1,880			
	小型移動式 クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習 クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	13日～15日 28日～30日	12日～14日 24日～26日	
			3日	20H	46,200	1,370			
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習 移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,800	1,650	7日～9日 20日～22日	5日～7日 19日～21日 31日～11/2日	
			3日	19H	24,200	1,650			
2日			11H	16,500	1,650	12日と16日 26日と30日	17日と21日		
フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	大型・中型・普通運転 免許所持者	4日	31H	29,700	1,650	1班	12日～15日 26日～29日	17日～20日
							2班	12日と 20日～22日	17日と 24日～26日
							土・日	3日～4日と 10日～11日	
シヨバ ローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャ タピラ限定なし)	大型・中型・普通運転 免許所持者	2日	11H	15,400	1,870	受講希望者が一定の人数に 達した時点で実施を検討し ます。		
			5日	31H	31,900	1,870			
特別 教育	クレーン等(吊り上げ過重5ト未満)	2日	13H	12,100	1,705	5日～6日 28日～29日	24日～25日		
	小型車両系(機体質量3ト未満)	2日	13H	12,100	1,370	20日～21日			
	ローラー(制限なし)	2日	10H	12,100	1,360	6日～7日	11日～12日		
	フォークリフト(最大荷重1ト未満)	2日	12H	12,100	1,650		27日～28日		
職長・安全衛生責任者教育		2日	14H	12,100	1,540	13日～14日	18日～19日		
熱中症予防労働衛生教育		1日	3.5H	4,400	1,430				

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 **大分産業機械技能教習所**
〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246
FAX (097) 554-2248

お知らせ

第一・第三土曜日の開業について

当機構の業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度における当機構業務の土曜日開業につきまして第一・第三土曜日の開業日をお知らせいたします。ぜひご利用ください。

なお、開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日（祝日の場合は火曜日以降）とさせていただきますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◇ 令和4年度 土曜開業日カレンダー ◇

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

(注:各支所の開業時間は8時30分～17時15分となっております)

独立行政法人 自動車事故対策機構

大分支所

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号 大分県トラック会館3階

☎ 097-558-3155 fax 097-558-3156

<http://www.nasva.go.jp>

運行管理者等 忘れていませんか？「一般講習」

「一般講習」の受講は、法令で定められております。

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)の「一般講習」は、国土交通大臣より認定を受けています。

【2022年度「一般講習」受講の可能性のある方】

- ①前回の一般講習の受講が2020年度（2020(令和2)年4月～2021(令和3)年3月）の運行管理者の方
※選任されている運行管理者は原則、2年に1回受講義務があります。
- ②2022年度に新たに運行管理者に選任された方（基礎講習を未受講の方は基礎講習の受講が必要）
- ③特別講習の受講対象（重大事故又は行政処分）となる営業所に選任されている全ての運行管理者の方
（該当する場合は2年度続けて受講が必要）
- ④実務経験（5年間5回の受講）で運行管理者を目指している方 ※貸切バスは除く

運行管理者等「基礎講習」も実施しております。

ご予約はインターネット（スマートフォン可）が便利です。

ナスバ 講習予約

検索



※講習は追加で開催する場合がございます。詳しくは「ナスバホームページ」でご確認ください。

ナスバの新型コロナウイルス感染対策と新たな講習スタイル

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、ナスバの講習は、1回当たりの参加人数を制限して開催しております。このため受講希望者様より、講習の予約が取りづらいとのご意見を頂戴いたしました。

そこでナスバでは、適性診断スペースを活用して、動画視聴方式による多頻度での講習も開催しております。

【動画視聴方式】は、講師資格者の下、DVDを視聴する講習スタイルとなっております。

従来の対面方式による講習会につきましても新型コロナウイルス感染防止を最優先に、皆様の安全に配慮し、引き続き行って参ります。

講習に関するお問い合わせは、最寄りのナスバ各支所までお願いします。



イメージ（動画視聴方式）

【ご注意下さい】

専門家監修による新型コロナウイルス感染症対策 実施中

九州運輸局から発出された「運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について(令和3年11月24日付け)」、内閣府沖縄総合事務局から発出された「適性診断の確実な受診について」(令和3年12月21日付け)によりますと、**適性診断の未受診**が確認され、行政処分の対象とされています。

忘れていませんか？ 適性診断

適性診断の受診は、法令で定められています。

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）の「適性診断」は、
国土交通大臣より認定を受けています。

初任診断 新たに運転者として採用される方

適齢診断 高齢（65才以上）の運転者の方

義務

セーフティバス制度では、65歳以上75歳未満の全運転者に対し、法令（3年の頻度）より短い2年に1回以上の頻度で受診すれば加点対象となる。



特定診断 I, II

交通事故を引き起こした方。詳しくは下記までご連絡ください。

以下の適性診断も実施しています

一般診断

Gマーク、セーフティーバス 加点対象



好評

○ レンタルにも対応



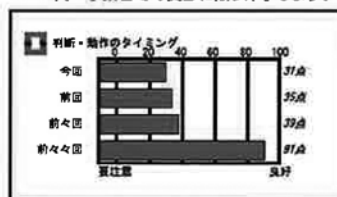
※写真はイメージです

**カウンセリング
付一般診断**

安全運転に必要な運転特性を明らかにするために、心理・生理の両面から科学的に測定します。加齢や生活環境の影響を受けて、運転に対する考え方や反応は変化しますので、**定期的にこの診断を受診し**、その変化を把握していくことをお勧めします。

(前回受診時データとの比較)

※同一事業者での受診に限り印字します。



前回との比較が
できるので
教育に便利です

カウンセラーが、一般診断を受診した方に対して、診断結果を基に交通事故の未然防止のために必要な運転行動や安全運転のための留意点等についてカウンセリング手法を用いた指導及び助言を行います。

ナスバ 診断予約

検索

「適性診断」のご予約はインターネットが便利です！

【適性診断のお問い合わせは、最寄りの支所までご連絡ください。】

N A S V A 独立行政法人 自動車事故対策機構（ナスバ）

□福岡主管支所
TEL 092(451)7751

□佐賀支所
TEL 0952(29)9023

□長崎支所
TEL 095(821)8853

□熊本支所
TEL 096(322)5229

□大分支所
TEL 097(558)3155

□宮崎支所
TEL 0985(53)5385

□鹿児島支所
TEL 099(213)7250

□沖縄支所
TEL 098(916)4860

令和4年度

交通安全

作品募集中!

ファミリー作文 コンクール

止まれ
STOP

作文の題材

皆さんの家庭、学校、地域等において、交通安全について考え、話し合った内容や、その結果実行していることなどを作文に書いて応募してください。



応募期間

令和4年7月8日(金)~9月9日(金)

※当日消印有効

応募区分

●小学生の部 ●中学生の部

賞

受賞者数 表彰区分	最優秀作	優秀作		佳作
	内閣総理大臣賞	国務大臣・ 国家公安委員会 委員長賞	文部科学大臣賞	警察庁 交通局長賞
小学生の部	1点	各学年1点以内	1点以内	各学年3点以内
中学生の部	1点	各学年1点以内	1点以内	各学年3点以内

副賞

図書カード

表彰

最優秀作受賞者は、令和5年1月開催予定の第63回交通安全国民運動中央大会において表彰する予定です。優秀作及び佳作受賞者については、主催者から表彰状等を送付します。

入賞作の公表

入賞作品は、警察庁ウェブサイト「交通安全ファミリー作文コンクール」に掲載します。

■主催:警察庁、(一財)全日本交通安全協会、(公財)三井住友海上福祉財団、(一財)日本交通安全教育普及協会
■後援:内閣府、文部科学省 ■協賛:全国共済農業協同組合連合会

お問い合わせ先

●事務局 株式会社オーエムシー内「交通安全ファミリー作文コンクール係」
TEL:03-5362-0120 FAX:03-5362-0121 E-mail:sakubun2022@omc.co.jp
●警察庁交通局交通企画課交通安全ファミリー作文コンクール担当 TEL:03-3581-0141
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/sakubun/index.html>

警察庁ウェブサイト



交通安全ファミリー作文コンクール 応募票

※応募票は、原稿用紙の最終ページの裏に添付してください。 (令和4年9月9日(金)消印有効)

① 応募区分 (○で囲む)	小学生の部		中学生の部	
(ふりがな) ② 氏 名	(ふりがな)		以下⑧は、審査結果の通知について、所属する学校等の団体の経由を希望する場合に記入してください(団体による応募を要件とするものではありません。)*	
③ 生年月日	平成	年	月	日生
④ 住 所	〒	—	⑧ 学校等の ・団体名 ・住所 ・電話番号 ・担当者氏名	
⑤ 電話番号	—	—	団体名	〒 —
⑥ 学校名 学 年	(学年)		住所	〒 —
			電話番号	— —
⑦ 応募のきっかけ	<input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 警察関係 <input type="checkbox"/> 家族・知人 <input type="checkbox"/> ポスター・チラシ <input type="checkbox"/> 警察庁ウェブサイト・Twitter			
	<input type="checkbox"/> その他()			

* 学校等の団体で取りまとめて送付する等、応募者が多数の場合は、警察庁ウェブサイトに掲載されている様式をダウンロードして、必要事項を記載の上、作品に添付してください。その際、応募票を個々に添付する必要はありません。

応募方法

警察庁ウェブサイトも 応募票等の様式をダウンロードできます!
ご覧ください ▶▶▶ 警察庁交通安全ファミリー作文コンクール [検索](#)

一 応募作品 一

応募時点の学年で書いたもの及び未発表のもので、自作のものとし、一人1作品に限ります。
応募作品には、内容にふさわしい題名を必ずつけてください。

一 作品の字数 一

1,200字(400字詰め原稿用紙3枚)程度。ただし、小学1、2年生にあつては400字から1,200字(400字詰め原稿用紙1~3枚)程度、小学3~6年生にあつては800字から1,200字(400字詰め原稿用紙2~3枚)程度でも可とします。

※原稿用紙の1行目には「題名」、2行目、3行目に、「学校名・学年」、「氏名」を記入してください。

※題名、学校名・学年及び氏名は文字数に含みません。句読点はそれぞれ1字に数え、改行のための空白箇所も字数として数えます。

一 応募票 一

応募票に①応募区分②氏名(ふりがな)③生年月日④住所⑤電話番号⑥学校名・学年⑦応募のきっかけを明記してください。なお、審査結果の通知について所属する学校等の団体に送付を希望する場合は、⑧団体名、住所、電話番号、担当者氏名を明記してください。

※電子メールによる応募も可能です。その際は、Microsoft Word形式を使用し、1枚当たり縦書き20字×20行で作成し、応募票を添付して、メールの件名を「交通安全ファミリー作文の応募」としてください。

- 審査の結果は、入賞者本人宛に通知します。ただし、所属する学校等の団体を経由した通知を希望する場合は、団体宛に通知します。
- 応募作品の一切の権利は、警察庁に帰属します。
- 応募作品は一切返却しません。
- 入賞作等は、交通安全啓発のため、ウェブサイトのほか、広報誌などに掲載される場合があります。
- 応募者の個人情報の取扱いについて、本コンクールの応募票又は作品に記載の個人情報は、本コンクールの運営に必要な範囲で利用します。応募者の同意なく、他の目的に利用することはありません。また、警察庁が本業務を委託する業者を除き、応募者の同意なく、第三者に開示することはいたしません。



送付先

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-34-1 新宿御苑前アネックスビル
株式会社オーエムシー内「交通安全ファミリー作文コンクール係」 TEL:03-5362-0120
E-mail:sakubun2022@omc.co.jp

Z o o m 開 催

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

検索

お申込みは上記サイトから！

改正育児・介護 休業法説明会

「産後パパ育休」の創設など、改正育児・介護休業法についての説明をWeb会議サービス「Zoom（ズーム）」を使用し下記の通り開催します。

事業主又はご担当者様の皆様におかれましては、受付サイトから事前申込みの上、参加いただきますようお願いいたします。

また、併せて、パワーハラスメント防止措置についても説明いたします。



日付

9月7日（水）

時間

14：00～15：30

定員

500名（先着順）

申込締切

8月31日

17時まで

説明会参加の流れ

労働局・労働基準監督署
説明会等受付サイト



注意事項
①



申込完了メール受信

注意事項
②



説明会資料ダウンロード

注意事項
③

申込完了メールに記載されたダウンロード先URLから各自で準備してください



zoom
説明会参加

注意事項
④



アンケート回答

注意事項

- ① 申込みの受付は「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」で行ってください。
- ② 申込みを完了すると、説明会URL、ID、パスコード等を記載した受付完了メールが送信されます。
- ③ 説明会資料は大分労働局HP（イベント情報）からダウンロードしてください。
- ④ 説明会開始時刻の30分前から説明会（Zoomウェビナー）に接続できます。
- ⑤ 説明会の視聴には、インターネット環境が必要となります。視聴に使用する端末（PC、タブレット、スマートフォン等）にZoomアプリをインストールしてください。

問合せ先

大分労働局 雇用環境・均等室 深田、近藤、海老名

所在地

大分県大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階

開庁時間

平日8:30～17:15

TEL

097(532)4025

最新版!! 令和4年7月上旬発売!

運送事業者・運行管理者・受験者必読・常備!

令和4年版 自動車六法

自動車法規研究会編

定価7,700円(税込)※送料実費

収録法令

- ❑道路運送法事業法関係:【運送法】:【運輸規則】:【事故報告規則】:【告示】
- ❑車両法関係:【車両法】:【点検基準】:【保安基準】:【保安基準告示】
- ❑道交法関係:【道交法】
- ❑労基法関係:【労基法】:【労働改善基準】:【労働安全衛生法・施行令】

主な改正・内容

<貨物・旅客共通>

- ・限度超過車両の登録手数料及び通行確認手数料を定めるための車両制限令の一部改正
- ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正
- ・高齢運転者対策の推進、運転免許の受験資格の見直し等を行うための道路交通法施行令、道路運送車両施行規則の一部改正

<旅客>

- ・特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部改正
- ・旅客自動車運送事業運輸規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領
- ・旅客自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針の一部改正
- ・マイナンバーカードによる行政手続の効率化に伴う旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正
- ・旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部改正
- ・道路運送法施行規則の一部改正

<貨物>

- ・貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針の一部改正
- ・マイナンバーカードによる行政手続の効率化に伴う貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領の一部改正
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく適性診断の認定に関する実施要領

<その他>

- ・自動車整備分野に係る経営力向上に関する指針の一部改正
- ・指定自動車整備事業規則の一部改正
- ・小型特殊自動車等の積載物の重量制限等を変更するための道路交通法施行令及び施行規則の一部改正
- ・駐車場法施行規則の一部改正

会員名簿訂正方のお願

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
3	詫磨開発(株) 大分市大字片島1695-1 TEL 097-503-0330	大分市大字迫311番地の1 TEL 097-522-0385	住所の変更 TEL 番号の変更
19	J X 金属製錬ロジテック(株) 橋内 文生	波多野 和浩	代表者の変更
		東九州デイリーフーズ(株) 大分豊海チルド物流センター 田中 辰徳 大分市豊海5丁目1994-136 TEL 097-535-7460 FAX 097-535-7461	

燃 料 情 報

令和4年6月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格 (円)

	価 格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	151.0	118.0	131.4
ローリー平均	128.5	112.0	115.2
カード平均	154.0	116.6	125.7

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	5	20.8
出 光	5	20.8
昭 和 シ ェ ル	2	8.3
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	7	29.2
そ の 他	5	20.8
合 計	24	100.0

区分	月	21年												22年					
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6						
スタンド 平 均	大 分	117.5	116.3	117.2	123.9	127.0	121.0	126.0	130.1	131.4	125.4	128.3	131.4						
	全 国	112.1	110.6	112.3	117.9	120.3	116.7	121.0	124.0	126.4	123.9	120.0	125.4						
ローリー 平 均	大 分	104.7	102.6	104.7	110.9	112.2	107.2	112.2	115.9	116.7	115.2	110.6	115.2						
	全 国	103.4	101.5	102.5	109.2	111.5	105.9	110.9	114.7	116.0	114.2	109.3	114.9						
カード 平 均	大 分	115.7	108.3	112.7	119.0	120.7	117.0	120.4	123.3	124.8	122.4	117.3	125.7						
	全 国	112.0	110.7	112.7	118.6	120.2	116.2	120.1	124.1	125.7	124.1	119.3	124.2						

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ (消費税抜きの価格)

注) スタンド: スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和4年6月)

令和4年7月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和4年6月 単純計算表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	127.77	115.95	127.15

令和4年6月 元売別集計表 地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	132.46	115.95	131.34
出光昭和シェル	125.97	118.51	124.58
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	126.45	112.85	127.67
そ の 他	123.10	114.74	123.84

令和4年6月 購入量別集計表 地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	128.81	115.48	127.45
30～50キロリットル未満	119.70	118.56	120.87
50～100キロリットル未満	112.00	113.07	
100キロリットル以上		114.69	

令和4年6月 支払期限別集計表 地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	123.29	117.19	121.30
30～60日 未 満	130.44	115.55	126.35
60 日 以 上	126.48	116.24	154.00

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和4年2月	124.39	115.38	127.42
令和4年3月	128.20	117.43	127.67
令和4年4月	125.66	115.53	128.06
令和4年5月	121.09	110.46	123.81
令和4年6月	127.77	115.95	127.15

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（8月16日～9月15日）

日	曜	行 事
16	火	
17	水	
18	木	令和4年度 第1回整備管理者選任前研修（13:00 大分県教育会館）、総務・企画委員会（13:30 中会議室（予定））
19	金	令和4年度 第1回大分県道路交通環境安全推進連絡会議アドバイザー会議（10:00 国土交通省九州地方整備局 大分河川国道事務所） 令和4年度 北部九州5県貨物自動車運送適正化事業実施機関小規模グループ研修会（13:30 ホテルメルパルク熊本）
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	災害物流専門家研修会（10:00 公益社団法人熊本県トラック協会 研修センター）
24	水	
25	木	運行管理者等一般講習（動画視聴方式）（9:45 NASVA大分支所）、正副会長会（13:00 レンブラントホテル大分）、第4回臨時理事会（14:00 レンブラントホテル大分）、（公社）大分県トラック協会と部会長との意見交換会（16:00 レンブラントホテル大分）
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	
30	火	
31	水	
9/1	木	
2	金	
3	土	
4	日	
5	月	全ト協 交通対策委員会（予定）
6	火	
7	水	
8	木	令和4年度 九州・沖縄ブロック適正化事業担当部課長会議（13:30 公益社団法人福岡県トラック協会）
9	金	※児童絵画コンクール締切日
10	土	
11	日	
12	月	
13	火	
14	水	
15	木	運行管理者等一般講習（動画視聴方式）（9:45 NASVA大分支所） 全ト協 労働安全・衛生委員会（予定）

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	187	
2	運転日報 (応用)	100枚	352	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1冊	176	
5	日常点検記録簿 (トレーラ)	1冊	176	
6	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
7	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
8	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
9	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
10	点呼記録表ファイル (12名用)	1個	1,595	
11	点検整備記録簿	1冊	396	
12	車両管理台帳	1冊	286	
13	運転者台帳	50枚	660	
14	運転者台帳 索引	1枚	33	
15	運転者台帳ファイル	1冊	990	
16	運行管理者届	1枚	77	
17	整備管理者届	1枚	77	
18	運行管理規程	1冊	264	
19	整備管理規程	1冊	198	
20	タコチャート紙 M7-120	1箱	660	
21	タコチャート紙 M7-140	1箱	660	
22	タコチャート紙 M26-120	1箱	660	
23	タコチャート紙 M26-140	1箱	660	
24	運送約款 (掲示用)	1枚	132	
25	運送約款 (冊子)	1冊	198	
26	運行指示書 (輸送文研社)	1冊	627	
27	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	451	

ご住所 (〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

利用にあたっての主な要件

- **検索が可能な経路は道路情報便覧の収録道路に限られます。**
⇒道路情報便覧の未収録道路は検索の対象外となります。
- **車両には ETC2.0 車載器の装着・登録が必要です。**
⇒通行経路の確認に利用します。
- **積載する貨物の重量に係る記録の1年間保存が必要です。**
⇒乗務記録、送り状、これに類する書類により次の記録および保存が義務付けられます。



乗務記録	
貨物重量	○トン
荷 積	○月○日○時 A工場
荷 卸	○月○日○時 B倉庫

1年保存

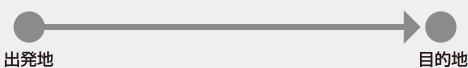

①積載する貨物の重量

※重量を確認できる情報（重量換算が可能な貨物の内容と量）でも可。
例：石油○リットル、単位重量及び長さが見らな鋼材○本、
型式が見らな自動車○台など。

②貨物の積卸の日時・場所の記載

※①、②に類する物、または積卸し時の重量測定結果でも可。
(総重量及び測定日時が記録されているもの。)

特殊車両通行制度の比較

	特殊車両通行許可制度	特殊車両通行確認制度
審査期間	申請から許可まで約1ヶ月※令和元年度実績	オンラインシステムで即時に確認
対象道路	すべての道路 (道路法適用の道路)	電子データ化された道路 (道路情報便覧の収録道路)
経路設定	申請者が1経路[片方向]ごとに細かく指定 	システムが自動的に複数経路[双方向]を検索  ※道路事情に応じて柔軟な経路選択を可能に
車両情報	申請の都度、車両諸元を入力	車両登録で車両諸元を登録(一回のみ)
対象車両	すべての車両	登録基準内の重量・寸法の車両
手数料	1経路につき200円 (道路管理者が複数にまたがる場合)	①車両登録の手数料 1台あたり5,000円(5年間有効) ※トレーラは手数料不要 ②経路確認の手数料 ・2地点双方向2経路検索の場合 確認1件につき600円 ・都道府県検索の場合 確認1件につき400円(都道府県あたり) ・追加経路検索の場合 確認1件につき100円(10kmごと)
通行経路の許可有効期間	2年以内(超寸法・超重量は1年以内) ※優良事業者は最長4年以内	1年間

手数料の支払い前に、車両登録および経路確認を試すことができます。
※回答書は交付されません。

特殊車両通行確認制度やオンラインシステムの操作方法に関する問い合わせは

(一財) 道路新産業開発機構 特車登録センター【指定登録確認機関】

TEL : 0120-161-948 (電話受付時間: 年末年始・土日を除く、平日 9:00 ~ 17:30)

URL : <https://www.tks.hido.or.jp> メール : hido-tks-info@tks.hido.or.jp



新たな特殊車両通行制度

特殊車両通行確認制度が始まります!

従来の「特殊車両通行許可制度」も引き続き利用できます。

「特殊車両通行確認制度」は、道路法等の一部を改正する法律(令和2年法律第31号)により創設され、令和4年4月1日から施行する新たな特殊車両通行制度です。

確認制度では情報が電子データ化された道路*であれば、**オンラインシステムで自動的に経路を検索**して、**即時に複数の通行可能経路**が示されます。

*道路情報便覧の収録道路



車両の登録

単
トラクタ
トレーラ

- ① 車両情報（自動車登録番号、空車時の車両諸元など）を登録
- ② ETC2.0 車載器を登録
- ③ 重量記録の保存方法を登録

車両登録に係る手数料の支払い

車両1台あたり

5,000円 (5年間有効)

*トレーラは手数料不要

経路の確認

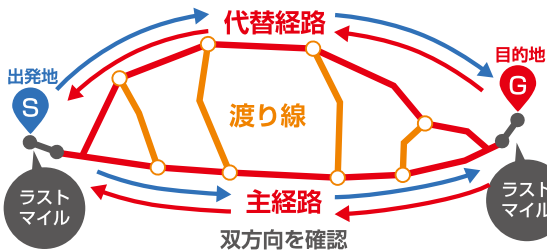
1 登録車両から、車両を選択

2 積載貨物情報を登録

3 出発地及び目的地の情報を入力

A 2地点双方向2経路検索

2地点間の主経路及び代替経路(渡り線含む)(双方向)を同時に確認

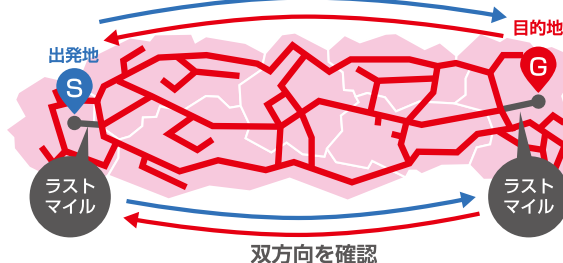


*通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

通行可能経路を確認する検索方法は、次のA、Bの2通りから選択できます。

B 都道府県検索

都道府県内の主要道路をすべて一括して検索・確認



*通行可能経路上に出発地・目的地があれば、経路追加が可能。

即時

通行可能な経路を回答 (ウェブ上で即時に地図表示)

回答のあった経路で通行を確定させる場合は確認の手数料を支払い。

「A. 2地点双方向2経路検索の場合」→ 確認1件あたり **600円**

「B. 都道府県検索の場合」→ 確認1件あたり(1都道府県あたり) **400円**

電子データで「**回答書**」の交付 (1年間有効)

通行

- ① 通行時 回答書の経路を通行可 (回答書を携行 (印刷または電子データ))
- ② 通行後 ETC2.0 を活用した経路確認・乗務記録等による重量確認